

「対面授業出席免除申請制度」の廃止と「新型コロナウイルス感染防止にかかる在宅受講願制度」の新設

2020年度・2021年度に実施してきた「対面授業出席免除申請制度」は廃止し、2022年度からは「新型コロナウイルス感染防止にかかる在宅受講願制度」を新設する。

1. 趣旨

- (1) 「対面授業出席免除申請制度」はコロナ禍において学生の学習機会の保証に一定の効果があつたが、濫用的申請が散見され始めたため、制度の見直しのため、廃止とする。
- (2) 「新型コロナウイルス感染防止にかかる在宅受講願制度」を新設し、対象者をより明確にしたうえで、信憑書類の提出や面談実施等により、濫用的申請を防ぎ教育の質を保ちつつ、在宅での受講を必要とする学生の学習機会を確保する。許可された学生は、ハイフレックス型授業やオンデマンド授業等、授業担当教員が指定する方法により在宅で受講することができる（例外あり。6.を参照のこと）。

2. 適用期間

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する文教大学の活動指針（ガイドライン）」のレベル1以上が宣言される期間」に限定する。

※国の基準等が見直されるなどし、本学ガイドラインが変更された場合は、再検討とする。

3. 対応方法

パターン	在宅受講対象者	申請に添付すべき書証（予定）	面談実施
A	新型コロナウイルス感染症の重症化リスクを高める基礎疾患を有する者	医師の診断書（予定） ※詳細は3月上旬までに決定予定	必要に応じて実施
B	新型コロナウイルス感染症の重症化リスクを高める基礎疾患を有する家族または妊産婦と同居する者	医師の診断書または母子手帳の写しおよび住民票の写し(謄本)（予定） ※詳細は3月上旬までに決定予定	必要に応じて実施
C	同居家族が新型コロナウイルス感染症の罹患を避けるべき職業に従事する者	同居家族の勤務先事業所からの要請書（※）および住民票の写し(謄本)（予定） ※詳細は3月上旬までに決定予定	必要に応じて実施
D	日本への渡航が困難な留学生	特になし	教務委員及び国際交流課職員が面談を実施

※特定の科目のみを対面授講することを申請する制度は継続する。

（注）添付すべき書証については、現時点で予定しているものを記載していますが、変更となる可能性もあります。

4. 申請受付期間

原則として、各学期はじめのみとする。 ※詳細は3月上旬までに決定予定

5. 申請方法

詳細は3月上旬までに決定予定

6. 「新型コロナウイルス感染防止にかかる在宅受講願制度」期間の遵守事項

- ①授業に付随する学外活動（ゼミナール等でのフィールドワーク等）に参加しないこと。ただし、授業担当教員が教育効果に鑑みて参加が不可欠であると判断した場合は、授業担当者が別途申請することにより参加を許可することがある。
- ②課外活動に参加しないこと（※非対面の活動は除く）。
- ③アルバイト、ボランティア活動、インターンシップ等の学外の活動に参加しないこと（※非対面の活動は除く）
- ④授業担当者が対面でなければ教育の質を確保できないと判断する場合、在宅受講を許可された者であっても、授業担当者が指定する特定の授業回又はすべての授業回を対面で受講しなければならない。対面での受講を指定した授業回を在宅受講した場合は、「欠席」と扱う。ただし、授業担当教員は、みだりに対面受講の指定をしないよう努めるものとする。